

つくばみらい市規則第 5 号

つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長



つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則の一部を改正する規則

つくばみらい市重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成規則（平成18年つくばみらい市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医学的治療又は機能回復訓練のため」を「医療機関又は機能回復訓練施設への」に、「交通費」を「タクシー運賃」に改める。

第3条の見出し中「対象等」を「内容」に改め、同条第1項中「の対象は、医療機関及び機能回復訓練施設への往復に要するタクシー料金とし、その」を「する」に、「関東運輸局長が許可した普通車に係る初乗り運賃相当額（以下「初乗運賃相当額」という。）」を「1,000円を限度」に改め、同条第4項中「の回数」を削り、「を通じて年間24回分」を「につき、1の会計年度において、12,000円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の回数」を削り、「年間24回分」を「対象者1人につき、1の会計年度において、12,000円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「の回数」を削り、「年間36回分」を「対象者1人につき、1の会計年度において、18,000円」に改め、同項ただし書中「年間72回分」を「1の会計年度において、36,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 助成は、券1枚につき500円の助成を受けることができるつくばみらい市福祉タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）により行う。

第5条第1項中「福祉タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）」を「利用券」に改める。

第7条中「1枚」を削り、「初乗運賃相当額」を「利用券の券面額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、1回の乗車につき利用できる利用券の枚数は、2枚を限度とする。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、利用する利用券の券面額の合計がタクシー運賃の全額を超えるときであっても、交付者は、その差額を受け取ることはできないものとする。

第8条第2項中「初乗運賃相当額」を「500円」に改める。

第9条中「助成を受けた者」を「交付者」に改める。

様式第3号（第5条関係）を次のように改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。